

静労発基 0206 第 2 号
令和 8 年 2 月 6 日

関係団体の長 殿

静岡労働局長



労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）

日頃より労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、静岡県内の本年における死亡災害は、本年1月9日から2月4日までの期間において、5件もの労災死亡事故が発生しています。

このため静岡労働局では、「労災死亡事故多発警戒」を発令し、各労働基準監督署に対して、監督指導等の強化を指示したところです。

つきましては、貴団体におかれましても、別添のリーフレットを活用いただき、死亡災害はもとより全ての労働災害防止のため、会員事業場に対して、適切な安全衛生管理の徹底を呼び掛けていただきますよう要請いたします。



緊急事態！！

労災死亡事故多発中

1月以降5人が死亡

静岡県内では、令和8年1月9日から2月4日までの期間において、5件もの労災死亡事故が発生しています。（事故の詳細は裏面参照。）

静岡労働局では、このような状況を受け「**労災死亡事故多発警戒**」を発令し、より一層の労災死亡事故防止を呼びかけています。

事業主の皆さまにおかれましては、次の労働災害防止対策の実施状況を今一度ご確認くださいませようお願いいたします。

労働災害防止のためのチェックリスト

①安全衛生管理体制について

- ☐ 事業場の安全衛生管理体制が整備されているか。
- ☐ 安全衛生管理者、作業主任者、職長等事業場の責任者から業務の遂行状況を報告させ、必要に応じ実施状況について指導ができているか。

②「5S」について

- ☐ 整理、整頓、清掃、清潔、しつけの「5S」について徹底されているか。

③リスクアセスメントについて

- ☐ 職場に存在する多種多様な危険性又は有害性の特定ができているか。
- ☐ 特定した危険有害性をもとに、リスクの見積もりができているか。
- ☐ 見積もりしたリスクをもとに、リスク低減対策ができているか。

④日常的な安全衛生活動について

- ☐ KYT（危険予知訓練）やヒヤリハット活動が実施されているか。

⑤安全衛生教育について

- ☐ 雇入れ時教育、作業内容変更時教育、特別教育、職長教育等の各種教育が行われているか。

⑥健康管理について

- ☐ 作業前に体調不良等の異常がないことの確認ができているか。
- ☐ 労働安全衛生法に基づく各種健康診断を実施しているか。

《労災死亡事故状況詳細》

発生日	業種	年齢	発生状況
1月9日	パルプ・紙・紙加工品製造業	20代	被災者が、熱圧加工機のロールを回転させた状態で当該ロールの研磨を行っていたところ、ロール間に腕を巻き込まれたもの。
1月20日	建築工事業	50代	住宅解体工事において、被災者が壁の下部を電動工具で研っていたところ、壁が被災者の側に倒れてきて下敷きになったもの。
1月22日	教育・研究業	20代	寒冷下における車輛の水漏れ試験において、車輛を暖気運転させていたところ、突然車輛が前進し、前方にいた被災者に激突したもの。
1月24日	土石採取業	40代	被災者がベルトコンベアのベルトの交換作業を行っていたところ、何らかの拍子に当該ベルトの下で稼働中のベルト上に転倒し、支持フレームとコンベアの間に挟まれたもの。
2月4日	道路貨物運送業	50代	被災者がフォークリフトを使用し、鉄製のラックを重ねて運搬していたところ、運搬していたラックが何らかの拍子で落下し、当該ラックの付近に倒れていた被災者が発見されたもの。

○上記5件中3件が「はさまれ、巻き込まれ」
 掃除等を行う場合には、機械の運転を停止してください。
 製造業のはさまれ・巻き込まれ災害のポイントはこちら⇒

